

いわて子どもの森受付等業務仕様書

この仕様書は、「いわて子どもの森」(以下「子どもの森」という。)の受付等業務について、受託者が行うべき業務の範囲及び方法を定めるものである。

1 基本的事項

(1) 業務内容、業務日、業務時間、従事者数

業務内容	業務日	業務時間	従事者数
ア 事務室での電話対応、宿泊・団体予約受付、宿泊施設管理補助、事務室での事務補助、業務等	子どもの森が示す年間カレンダーによる(別添いわて子どもの森月別基本人員体制表参照のこと)	(ア～カ) 午前8時30分～午後5時30分	常時雇用者 (8時間換算) 作業時間 延べ23,592時間 作業人員換算 延べ概ね 2,949人
イ 総合案内での受付案内業務、各種使用許可申請書の受付、ようかいスタンプラリーカードの交付等			
ウ 館内(ちくちくハウス、シアター、のっぴい等)での利用者案内及び安全管理業務			
エ 館内(外)の巡回による利用者案内及び安全管理業務			
オ 館外(キャンプ場、変わり種自転車、のびのびはらっぱ等)での利用者案内及び安全管理業務			
カ 駐車場における車輛案内誘導及び安全管理業務			
キ その他 労務的業務(ワークショップやイベント等の業務補助、構内環境整備、遊具等安全点検整備、設備等冬囲い、除草、刈り払い、除雪、業務に関する諸記録等)			
ク アからキの補助業務	(ク) 午前9時～午後5時の時間帯で4時間		

(備考) いわて子どもの森条例施行規則(平成15年3月31日規則第38号)第3条の規定に基づき、開館時間を変更する場合の業務時間等については、その都度協議して定めるものとする。

(2) 業務場所 二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2 いわて子どもの森

(3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 従事日及び従事者数

原則として子どもの森が示す年間カレンダー（別添月別基本人員体制表参照のこと）によるものとし、次の事項に留意のうえ配置すること。ただし、業務等の都合による従事日及び従事者数の変更はその都度協議するものとする。

(5) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(6) 休館日：毎週火曜日（祝日等により開館した場合は、祝日及び土・日を除く開館した休館日の直近の開館日）（ただし、学校の長期休暇時期は開館する）

整備休館（4月、9月、11月、2月 ※13日間予定）

2 一般的事項

(1) 受託者は、労働基準法、労働安全衛生法、受託業務の実施に当たって関係する法令を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、受託業務に従事させるために、身元が確実であり、かつ、健康で業務を的確に行うことができる者を子どもの森に勤務させること。

(3) 受託者は、子どもの森に勤務させる従事者（以下「従事者」という。）が受託業務に従事することが本務（専ら受託業務に従事すること。）となるような配慮をすること。又、従事者の異動を最小限にとどめるように努力すること。

(4) 受託者は、従事者の中から責任者1名（受託業務全てについて総括する者。）及び副責任者1名（責任者を補佐するもの。以下、責任者と副責任者を合わせて「責任者等」という。）を選任し、子どもの森に届出ること。

(5) 責任者等は、常に従事者を監督し、子どもの森の職員（以下「職員」という。副館長が総括する。）と緊密な連絡をとって円滑に業務を遂行できるよう努めること。

(6) 従事者は、誠実かつ効率的に業務を遂行すること。また、遊びその他の目的で子どもの森を訪れた者（以下「来館者」という。）に不快な印象を与えないよう配慮すること。

(7) 受託者は、従事者に子どもの森の名札を着用させること。

(8) 受託者及び従事者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

(9) 子どもの森は、勤務状態不良、その他の理由により従事者を不適格と認めた場合には、受託者に従事者の変更を要求できる。

(10) 受託者は、子どもの森が実施する防災訓練その他の管理運営上必要な事業に参画すること。

3 従事者の配置及び業務

(1) 受託者は、開館時間中、子どもの森の指示するところにより従事者を配置し、それぞれのポストに係る業務を行わせること。

(2) 受託者は、配置するポストが終日空かないように注意すること。

(3) 受託者は、施設等で怪我等への手当て（応急措置）をした経験を有する者を1名以上配置すること。

(4) 保育所、幼稚園及び児童館、児童クラブ等で子どもと関わった経験のある者を3分の1以上配置すること。

4 研修等

(1) 受託者は、子どもの森に勤務させる従事者に、業務上必要な研修を実施し、円滑な業務運営を期すこと。

(2) 受託者は、従事者に、子どもの森が行う次の研修を受講させること。

ア 子どもの森の事業及び施設に関する業務研修（3時間）

イ 子どもの森が実施する防災訓練（毎月1回実施、うち総合防災訓練2回実施）

ウ その他子どもの森が必要と認めた研修

5 非常時の対応

(1) 従事者は、火災・地震等の災害発生時には、子どもの森の定める消防計画による自衛消防隊組織に基づき、来館者の避難誘導、その他の業務に当たること。

(2) 来館者等が作品を汚損、破損した場合（その恐れがある場合も含む）には、従事者は被害の拡大防止に努めるとともに、速やかに職員に通報すること。

6 費用等の負担

(1) 子どもの森は従事者のユニホーム及び机・椅子等の備品を貸与する。

7 報告等

(1) 業務日誌（勤務翌日の9時までに提出）

(2) 従事者届出（従事者の氏名、住所等）